

国立大学法人山口大学の保有する個人情報の管理に関する規則

平成17年3月22日規則第 38号

改正 平成18年3月28日規則第 46号 平成18年9月26日規則第140号
平成20年3月14日規則第 38号 平成22年6月23日規則第110号
平成23年3月31日規則第 43号 平成25年3月29日規則第 45号
平成26年3月25日規則第 60号 平成27年3月24日規則第 98号
平成27年12月9日規則第278号 平成28年3月8日規則第 37号
平成28年4月26日規則第149号 平成28年9月28日規則第193号
平成28年12月7日規則第210号 平成29年3月27日規則第 35号
平成29年5月30日規則第 72号

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規則は、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号。以下「法」という。）その他法令等に定めるもののほか、国立大学法人山口大学（以下「本法人」という。）の保有する個人情報の管理に関し必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規則における次の用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 「個人情報」 生存する個人に関する情報であつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

ア 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式をいう。以下同じ。）で作られる記録をいう。以下同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）

イ 個人識別符号が含まれるもの

(2) 「個人識別符号」 次の各号のいずれかに該当する文字、番号、記号その他の符号のうち、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第549号。以下「政令」という。）で定めるものをいう。

ア 特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であつて、当該特定の個人を識別することができるもの

- イ 個人に提供される役務の利用若しくは個人に販売される商品の購入に関し割り当てられ、又は個人に発行されるカードその他の書類に記載され、若しくは電磁的方式により記録された文字、番号、記号その他の符号であって、その利用者若しくは購入者又は発行を受ける者ごとに異なるものとなるように割り当てられ、又は記載され、若しくは記録されることにより、特定の利用者若しくは購入者又は発行を受ける者を識別することができるもの
- (3) 「要配慮個人情報」 本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして政令で定める記述等が含まれる個人情報をいう。
- (4) 「保有個人情報」 本法人の役員又は職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、本法人の役員又は職員が組織的に利用するものとして、本法人が保有しているもの（国立大学法人山口大学情報公開取扱規則（平成16年規則第21号）第2条第1項に規定する法人文書に記録されているものに限る。）
- (5) 「個人情報ファイル」 保有個人情報を含む情報の集合物であって、次に掲げるもの
- ア 「電算処理ファイル」 一定の業務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの
- イ 「マニュアル処理ファイル」 アに掲げるもののほか、一定の業務の目的を達成するために氏名、生年月日、その他の記述等により特定の保有個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したもの
- (6) 「本人」 個人情報によって識別される特定の個人

第2章 管理体制

（総括保護管理者）

第3条 本法人に、総括保護管理者を置き、総務企画を担当する副学長をもって充てる。

- 2 総括保護管理者は、保有個人情報の管理に関する業務を総括する。

（保護管理者）

第4条 各学部（教育学部にあつては各附属学校を除く。）、各教育学部附属学校、各大学院研究科、各全学教育研究施設、時間学研究所、大学評価室、地域未来創生センター、山口学研究センター、教職センター、ダイバーシティ推進室、医学部附属病院、内部監査室及び事務局（以下「部局等」という。）ごとに、別に定めるところにより保護管理者を置く。

- 2 保護管理者は、部局等における所掌の保有個人情報を適切に管理する。
- 3 保有個人情報を情報システムで取扱う場合、保護管理者は、当該情報システムの管理者と連携し、適切な管理のための措置を講ずる。

（保護担当者）

第5条 保有個人情報を取り扱う部局等ごとに、保護管理者が指名する保護担当者を1人又は複数人置く。

2 保護担当者は、保護管理者を補佐し、部局等における保有個人情報の管理に関する業務を担当する。

(監査責任者)

第6条 本法人に、監査責任者を置き、内部監査室長をもって充てる。

2 監査責任者は、保有個人情報の管理の状況について監査する。

3 監査責任者が保有個人情報を取扱う場合は、総括保護管理者が監査する。

(専門部会)

第7条 総括保護管理者は、保有個人情報の管理に係る重要事項の決定を行うため、必要に応じて専門部会を置き、その意見を求めることができる。

(従事者の責務)

第8条 役員及び職員並びに本法人の委託業務に従事している者は、法の趣旨に則り、関係法令及びこの規則の定め並びに総括保護管理者、保護管理者及び保護担当者の指示に従い、保有個人情報を取り扱うとともに、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

2 前項の規定は、山口大学（以下「本学」という。）の学生又は大学院学生が、教育上等の理由から本法人の保有個人情報を取り扱う場合について準用する。

第3章 教育研修

(教育研修)

第9条 総括保護管理者は、保有個人情報の取扱いに従事する職員（派遣労働者を含む。以下同じ。）に対し、保有個人情報の取扱いについて理解を深め、個人情報の保護に関する意識の高揚を図るための啓発その他必要な研修を行うものとする。

2 総括保護管理者は、保有個人情報を取り扱う情報システムの管理に関する業務に従事する職員に対し、保有個人情報の適切な管理のために、情報システムの管理、運用及びセキュリティ対策に関して必要な教育研修を行うものとする。

3 総括保護管理者は、保護管理者及び保護担当者に対し、部局等の現場における保有個人情報の適切な管理のための教育研修を実施するものとする。

4 保護管理者は、部局等における保有個人情報の適切な管理のため、保有個人情報の取扱いに従事する職員に対して、総括保護管理者の実施する教育研修への参加の機会を付与する等の必要な措置を講ずるものとする。

第4章 個人情報の保有

(保有の制限等)

第10条 本法人は、個人情報を保有するに当たっては、本法人の業務遂行に必要な場合に限り、かつ、その利用の目的を個人情報ファイル単位で個別具体的に特定する

ものとする。

- 2 本法人は、前項の規定により特定された利用の目的（以下「利用目的」という。）の達成に必要な範囲を超えて、個人情報保有してはならない。
- 3 本法人は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。

（利用目的の明示）

第11条 本法人は、本人から直接書面（電磁的記録を含む。）に記録された当該本人の個人情報を取得するときは、次の場合を除き、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。

- (1) 人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要があるとき。
- (2) 利用目的を本人に明示することにより、本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれについて蓋然性が認められるとき。
- (3) 利用目的を本人に明示することにより、本法人が行う業務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれについて蓋然性が認められるとき。
- (4) 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められるとき。

- 2 利用目的の明示は、文書、電話、電子メール等による本人への直接通知又はWebページ上への掲載、ポスター等の掲示によるもののほか、内容が本人に認識される合理的かつ適切な方法により行うものとする。

（正確性の確保）

第12条 総括保護管理者は、保有個人情報がその利用目的の達成に必要な範囲内で、過去又は現在の事実と合致するよう努めなければならない。

（安全確保の措置）

第13条 総括保護管理者は、保有個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の保有個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずるものとする。

- 2 前項の規定は、本法人が個人情報の取扱いを委託した者が業務を行う場合について準用する。

（利用及び提供の制限）

第14条 個人情報を取り扱う者は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、個人情報を取り扱う者は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれについて蓋然性があると認められるときは、この限りでない。

- (1) 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。
- (2) 本法人が業務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であっ

て、当該保有個人情報を利用することについて、その理由に客観的合理性があるとき。

- (3) 行政機関、他の独立行政法人等又は地方公共団体に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当な理由のあるとき。
 - (4) 前3号に掲げる場合のほか、専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他保有個人情報を提供することについて特別の理由のあるとき。
- 3 総括保護管理者は、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、保有個人情報の利用目的以外の目的のための本法人内における利用を特定の者に限るものとする。

(個人情報ファイルの管理)

第15条 保護管理者は、所掌の個人情報ファイルに記載した保有個人情報の本人（他の個人の氏名、生年月日その他の記述等によらないで検索し得る者に限る。次条において同じ。）の人数が1,000件以上となったときは、直ちに総括保護管理者に報告するものとする。

(個人情報ファイル簿の作成及び公表)

第16条 総括保護管理者は、本法人が保有する個人情報ファイル（本人の人数が1,000件以上のものに限る。）について、それぞれ次の事項を記載した帳簿（以下「個人情報ファイル簿」という。）を作成し、公表しなければならない。

- (1) 個人情報ファイルの名称
 - (2) 個人情報ファイルが利用に供される業務をつかさどる組織の名称又は教育職員の所属学部、学科、講座等の名称
 - (3) 個人情報ファイルの利用目的
 - (4) 個人情報ファイルに記録される項目（以下この条において「記録項目」という。）及び本人として個人情報ファイルに記録される個人の範囲（以下この条において「記録範囲」という。）
 - (5) 個人情報ファイルに記録される個人情報（以下この条において「記録情報」という。）の収集方法
 - (6) 記録情報に要配慮個人情報が含まれるときは、その旨
 - (7) 記録情報を本法人以外の者に経常的に提供する場合には、その提供先
 - (8) 法第12条第1項、法第27条第1項又は法第36条第1項の規定による請求を受理する組織の名称及び所在地
 - (9) 法第27条第1項ただし書又は法第36条第1項ただし書に該当するときはその旨
 - (10) その他政令で定める事項
- 2 前項の規定は、次の個人情報ファイルについては、適用しない。
- (1) 本法人の役員若しくは職員又はこれらの職にあった者に係る個人情報ファイル

であって、専らその人事、給与若しくは福利厚生に関する事項又はこれらに準ずる事項を記録するもの（職員の採用試験に関する個人情報ファイルを含む。）

- (2) 専ら試験的な電子計算機処理の用に供するための個人情報ファイル
- (3) 前項の規定による公表に係る個人情報ファイルに記録されている記録情報の全部又は一部を記録した個人情報ファイルであって、その利用目的、記録項目及び記録範囲が当該公表に係るこれらの事項の範囲内のもの
- (4) 1年以内に消去することとなる記録情報のみを記録したもの
- (5) 資料その他の物品若しくは金銭の送付又は業務上必要な連絡のために利用する記録情報を記録した個人情報ファイルであって、送付又は連絡の相手方の氏名、住所その他の送付又は連絡に必要な事項のみを記録するもの
- (6) 役員又は職員が学術研究の用に供するためその発意に基づき作成し、又は取得する個人情報ファイルであって、記録情報を専ら当該学術研究の目的のために利用するもの
- (7) 本人の数が1,000人に満たない個人情報ファイル
- (8) 前各号に準ずるものとして政令で定める個人情報ファイル

- 3 第1項の規定にかかわらず、本法人は、記録項目の一部若しくは同項第5号若しくは第6号に掲げる事項を個人情報ファイル簿に記載し、又は個人情報ファイルを個人情報ファイル簿に掲載することにより、利用目的に係る業務又は事業の性質上、当該業務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、その記録項目の一部若しくは事項を記載せず、又はその個人情報ファイルを個人情報ファイル簿に掲載しないことができる。

第5章 個人情報の取扱い

（アクセス制限）

第17条 保護管理者は、部局等における保有個人情報の秘匿性等の内容に応じて、当該保有個人情報にアクセスする権限を有する職員とその権限の内容を、業務を行う上で必要最小限の範囲に限るものとする。

- 2 アクセス権限を有しない者は、保有個人情報にアクセスしてはならない。また、アクセス権限を有する場合であっても、業務上の目的以外の目的で保有個人情報にアクセスしてはならない。

（複製等の制限）

第18条 保護管理者は、次の行為については、職員が業務上の目的で取り扱う場合であっても、当該保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、当該行為を行うことができる場合を限定し、当該職員は、保護管理者の指示に従い行うものとする。

- (1) 保有個人情報の複製
- (2) 保有個人情報の送信
- (3) 保有個人情報が記録されている媒体の外部への送付又は持出し
- (4) その他保有個人情報の適切な管理に支障を及ぼすおそれのある行為

(誤りの訂正等)

第19条 保有個人情報を取り扱う者は、保有個人情報の内容に誤り等を発見した場合には、保護管理者の指示に従い、訂正等を行うものとする。

(媒体の管理等)

第20条 保護担当者は、保護管理者の指示に従い、保有個人情報が記録されている媒体を定められた場所に保管するとともに、必要があると認めるときは、耐火金庫への保管、施錠等を行うものとする。

(廃棄)

第21条 保護担当者は、保有個人情報又は保有個人情報が記録されている媒体（端末及びサーバに内蔵されているものを含む。）が不要となった場合には、保護管理者の指示に従い、当該保有個人情報の復元又は判読が不可能な方法により廃棄を行うものとする。

(保有個人情報の取扱い状況の記録)

第22条 保護管理者は、保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、台帳等を整備して、当該保有個人情報の利用及び保管等の取扱いの状況について記録するものとする。

第6章 情報システムにおける安全の確保等

(情報システムの導入等)

第23条 保護管理者は、保有個人情報を取り扱う情報システムの導入又は改変（軽微なものを除く。）に当たっては、国立大学法人山口大学情報基盤整備委員会(以下「整備委員会」という。)が定める様式に従って整備委員会に届出を行い、安全確保等のために必要な事項について、整備委員会による提案又は改善要求が妥当であると認めるときは、それを受け入れるものとする。

(アクセス制御)

第24条 保護管理者は、情報システムで取り扱う保有個人情報について、その秘匿性等の内容に応じて、パスワード等を使用して権限を識別する機能を設定する等アクセス制御のために必要な措置を講ずるものとする。

(アクセス記録)

第25条 保護管理者は、保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、当該保有個人情報へのアクセス状況を記録し、その記録を一定期間保存しなければならない。

2 保護管理者は、アクセス記録を定期的に又は随時に分析するために必要な措置を講ずるとともに、アクセス記録の改ざん、窃取又は不正な消去の防止のために必要な措置を講ずるものとする。

(アクセス状況の監視)

第25条の2 保護管理者は、保有個人情報の秘匿性等その内容及びその量に応じて、当該保有個人情報への不適切なアクセスの監視のため、保有個人情報を含むか又は含むおそれがある一定数以上の情報が情報システムからダウンロードされた場合に警告表示がなされる機能の設定、当該設定の定期的確認等の必要な措置を講ずるものとする。

(管理者権限の設定)

第25条の3 保護管理者は、保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、情報管理者権限の特権を不正に窃取された際の被害の最小化及び内部からの不正操作等の防止のため、当該特権を最小限とする等の必要な措置を講ずる。

(外部からの不正アクセスの防止)

第26条 保護管理者は、保有個人情報を取り扱う情報システムへの外部からの不正アクセスを防止するため、ファイアウォールの設定による経路制御等の必要な措置を講ずるものとする。

(不正プログラムによる漏えい等の防止)

第27条 保護管理者は、不正プログラムによる保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止のため、ソフトウェアに関する公開された脆弱性の解消、把握された不正プログラムの感染防止等に必要な措置（導入したソフトウェアを常に最新の状態に保つことを含む。）を講ずるものとする。

(情報システムにおける保有個人情報の処理)

第27条の2 職員は、保有個人情報について、一時的に加工等の処理を行うため複製等を行う場合には、その対象を必要最小限に限り、処理終了後は不要となった情報を速やかに消去し、保護管理者は、当該保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、随時、消去等の実施状況を重点的に確認するものとする。

(暗号化)

第28条 保護管理者は、保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、その暗号化のために必要な措置を講ずるものとする。

2 職員は処理する保有個人情報について、当該保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、適切に暗号化を行うものとする。

(入力情報の照合等)

第29条 保有個人情報を情報システムで取り扱う者は、保有個人情報の重要度に応じて、入力原票と入力内容との照合、処理前後の当該保有個人情報の内容の確認、既存の保有個人情報との照合等を行うものとする。

(バックアップ)

第30条 保護管理者は、保有個人情報の重要度に応じて、バックアップを作成し、分散保管するために必要な措置を講ずるものとする。

(情報システム設計書等の管理)

第31条 保護管理者は、保有個人情報に係る情報システムの設計書、構成図等の文書について外部に知られることがないように、その保管、複製、廃棄等について必要な措置を講ずるものとする。

(端末の限定)

第32条 保護管理者は、保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、その処理を行う端末を限定するために必要な措置を講ずるものとする。

(端末の盗難防止等)

第33条 保護管理者は、端末の盗難又は紛失の防止のため、端末の固定、執務室の施錠等の必要な措置を講ずるものとする。

2 職員は、保護管理者が必要と認める場合を除き、端末を外部へ持ち出し、又は外部から持ち込んで서는ならない。

(第三者の閲覧防止)

第34条 保有個人情報を取り扱う者は、端末の使用に当たっては、保有個人情報が第三者に閲覧されることがないように、使用状況に応じて情報システムからログオフを行うことを徹底する等の必要な措置を講ずるものとする。

(記録機能を有する機器・媒体の接続制限)

第34条の2 保護管理者は、保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、当該保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止のため、スマートフォン、USBメモリ等の記録媒体の情報システム端末等への接続の制限(当該機器の更新への対応を含む。)等の必要な措置を講ずるものとする。

第7章 情報システム室等の安全管理

(入退室の管理)

第35条 メディア基盤センター、医学部附属病院医療情報部、情報環境部情報企画課等の保有個人情報を取り扱う基幹的なサーバ等の機器を設置する室その他の区域(以下「情報システム室等」という。)を管理する保護管理者(次条において単に保護管理者という。)は、当該情報システム室等に立ち入る権限を有する者を定めるとともに、用件の確認、入退の記録、部外者についての識別化、部外者が立ち入る場合の職員の立会い又は監視設備による監視、外部電磁的記録媒体等の持込み、利用及び持ち出しの制限又は検査等の措置を講ずるものとする。また、保有個人情報を記録する媒体を保管するための施設を設けている場合においても、必要があると

認めるときは、同様の措置を講ずるものとする。

- 2 保護管理者は、必要があると認めるときは、情報システム室等の出入口の特定化による入退の管理の容易化、所在表示の制限等の措置を講ずるものとする。
- 3 保護管理者は、情報システム室等及び保管施設の入退の管理について、必要があると認めるときは、立入りに係る認証機能の設定、パスワード等の管理に関する定めの整備(その定期又は随時の見直しを含む。),及びパスワード等の読取防止等を行うために必要な措置を講ずるものとする。

(情報システム室等の管理)

第36条 保護管理者は、外部からの不正な進入に備え、情報システム室等に施錠装置、警報装置等の設置等の措置を講ずるものとする。

- 2 保護管理者は、災害等に備え、情報システム室等に、耐震、防火、防煙、防水等の必要な措置を講ずるとともに、サーバ等の機器の予備電源の確保、配線の損傷防止等の措置を講ずるものとする。

第8章 保有個人情報の提供及び業務の委託等

(保有個人情報の提供)

第37条 保護管理者は、法第9条第2項第4号の規定に基づき行政機関及び独立行政法人等以外の者に保有個人情報を提供する場合には、原則として、提供先における利用目的、利用する業務の根拠法令、利用する記録範囲及び記録項目、利用形態等について書面を取り交わすものとする。

- 2 保護管理者は、法第9条第2項第4号の規定に基づき行政機関及び独立行政法人等以外の者に保有個人情報を提供する場合には、安全確保の措置を要求するとともに、必要があると認めるときは、提供前又は随時に実地の調査等を行い、措置状況を確認してその結果を記録するとともに、改善要求等の措置を講ずるものとする。
- 3 保護管理者は、法第9条第2項第3号の規定に基づき行政機関又は他の独立行政法人等に保有個人情報を提供する場合において、必要があると認めるときは、前2項に規定する措置を講ずるものとする。

(業務の委託)

第38条 保護管理者は、保有個人情報の取扱いに係る業務を外部に委託する場合には、個人情報の適切な管理を行う能力を有しない者を選定することがないよう必要な措置を講じ、契約書に次に掲げる事項を明記して、委託先における責任者及び業務従事者の管理及び実施体制、個人情報の管理の状況について書面で確認するものとする。

- (1) 個人情報に関する秘密保持、目的外利用の禁止等の義務
- (2) 再委託の制限又は事前承認等再委託に係る条件に関する事項
- (3) 個人情報の複製等の制限に関する事項
- (4) 個人情報の漏えい等の事案の発生時における対応に関する事項
- (5) 委託終了時における個人情報の消去、媒体の返却に関する事項

- (6) 違反した場合における契約解除の措置その他必要な事項
- 2 保有個人情報の取扱いに係る業務を外部に委託する場合には、委託する保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、委託先における個人情報の管理の状況について、年1回以上の定期的検査等により確認するものとする。
 - 3 委託先において、保有個人情報の取扱いに係る業務が再委託される場合には、委託先に1項の措置を講じさせるとともに、再委託される業務に係る保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、委託先を通じて又は委託元自らが前項の措置を実施するものとする。また、保有個人情報の取扱いに係る業務について再委託先が再々委託を行う場合以降も同様とする。
 - 4 保有個人情報の取扱い業務を派遣労働者に行わせる場合には、労働者派遣契約書に秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記するものとする。

第9章 開示、訂正及び利用停止

(開示、訂正及び利用停止)

第39条 保有個人情報の開示及び開示決定に基づく訂正又は利用停止（以下「開示等」という。）の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

第10章 安全確保上の問題への対応

(事案の報告及び再発防止措置)

- 第40条 保有個人情報の漏えい等安全確保上問題となる事案又は問題となる事案の発生のおそれを認識した場合に、その事案等を認識した職員は、直ちに当該保有個人情報を管理する保護管理者に報告するものとする。
- 2 保護管理者は、被害の拡大防止又は復旧等のために必要な措置を速やかに講ずるものとする。ただし、外部からの不正アクセスや不正プログラムの感染が疑われる当該端末等のLANケーブルを抜くなど、被害拡大防止のため直ちに行い得る措置については、直ちに行う（職員に行わせることを含む。）ものとする。
 - 3 保護管理者は、事案の発生した経緯、被害状況等を調査し、総括保護管理者に報告する。ただし、特に重大と認める事案が発生した場合には、直ちに総括保護管理者に当該事案の内容等について報告するものとする。
 - 4 総括保護管理者は、前項による報告を受けたときは、事案の内容等に応じて、当該事案の内容、経緯、被害状況等を学長に報告するものとする。
 - 5 総括保護管理者は、事案の内容等に応じて、事案の内容、経緯、被害状況について、文部科学省に対し、速やかに情報提供を行うものとする。
 - 6 総括保護管理者は、事案の内容、影響等に応じて、事実関係及び再発防止策の公表、当該事案に係る保有個人情報の本人への対応等の措置を講じ、公表を行う事案については、当該事案の内容、経緯、被害状況等について、速やかに総務省に情報提供を行うものとする。

第11章 監査及び点検の実施

(監査)

第41条 監査責任者は、保有個人情報の適切な管理を検証するため、第3条から第40条に規定する措置の状況を含む本法人における保有個人情報の管理の状況について、定期的に及び必要に応じ随時に監査を行い、その結果を総括保護管理者に報告するものとする。

2 監査の実施に関し必要な事項は、別に定める。

(点検)

第42条 保護管理者は、各部局等における保有個人情報の記録媒体、処理経路、保管方法等について、定期的に及び必要に応じ随時に点検を行い、必要があると認めるときは、その結果を総括保護管理者に報告するものとする。

(評価及び見直し)

第43条 保有個人情報の適切な管理のための措置については、総括保護管理者、保護管理者等は、監査又は点検の結果等を踏まえ、実効性等の観点から評価し、必要があると認めるときは、その見直し等の措置を講ずるものとする。

第12章 行政機関との連携

(行政機関との連携)

第43条の2 本法人は、「個人情報の保護に関する基本方針」(平成16年4月2日閣議決定)4を踏まえ、文部科学省と緊密に連携して、その保有する個人情報の適切な管理を行う。

第13章 罰則

(罰則)

第44条 学長は、本法人の職員が、法第8条に規定する従事者の義務を怠ったと認めるとき又は法第50条から第52条までに規定する行為を行ったと認めるときは、当該職員に適用される就業規則に定める懲戒処分を行うものとする。

2 学長は、本学の学生又は大学院学生が教育上等の理由から本法人の保有個人情報を取り扱うことにより知り得た保有個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用したと認めるときは、国立大学法人山口大学学則(平成16年規則第1号)第63条又は山口大学大学院学則(平成16年規則第23号)に定める懲戒処分を行うものとする。

第14章 雑則

(雑則)

第45条 この規則に定めるもののほか、保有個人情報の管理に関し必要な事項は、各部局等において別に定める。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則
この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則
この規則は、平成18年10月1日から施行する。

附 則
この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則
この規則は、平成22年6月23日から施行し、この規則による改正後の国立大学法人山口大学の保有する個人情報の管理に関する規則の規定は、平成22年5月1日から適用する。

附 則
この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則
この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則
この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則
この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則
この規則は、平成27年12月9日から施行する。

附 則
この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則
この規則は、平成28年5月1日から施行する。

附 則
この規則は、平成28年10月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成28年12月7日から施行する。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成29年5月30日から施行する。